

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所かながわテクノ会会員規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 66 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立総合技術研究所（以下「法人」という。）が設置する知的財産及び技術、技術移転又は技術経営等に関する情報提供事業（以下「本事業」という。）に関する会員組織について、必要な事項を定める。

(名 称)

第 2 条 会員組織の名称は、「かながわテクノ会」とする。

(会 員)

第 3 条 会員は、法人が行う本事業の趣旨に賛同し、本事業の推進に協力する者で、次の各号に掲げるコースのいずれかを選択し、次条に定める入会手続を行った者とする。

- (1) Aコース 各会員ニーズに基づく情報を要約レベルで提供する。
- (2) Bコース 各会員ニーズに基づく情報を目次レベルで提供する。

(入退会)

第 4 条 入会を希望する者又は退会を希望する者は、入会申込書（第 1 号様式）又は退会申込書（第 2 号様式）によりそれぞれ理事長に申し込むものとする。

2 前項の入会申込の内容に変更が生じた場合には、変更届（第 3 号様式）により理事長に届け出るものとする。

(除 名)

第 5 条 法人は、会員に法人の本事業を妨げる行為、あるいは法人の品位を著しく損なう行為があった場合、当該会員を除名することができる。

(年会費)

第 6 条 法人は、会員から次の年会費を年度開始時に徴収するものとする。

- (1) Aコース 1口 36,000円
- (2) Bコース 1口 12,000円

2 年度中途における入会又は口数の増加に係わる年会費は、月割額とする。

3 年度中途における退会、除名又は口数の減少に対しては、年会費を返還しない。

(年会費の減免)

第 7 条 法人は、公的団体等であって本事業の推進のため特に必要があると認める者に対し、年会費を減免することができる。

2 前項の減免を希望する者は、会費減免申請書（第 4 号様式）により理事長に対し、申請する。

(会員の特典)

第8条 法人は、会員に対し、本事業に参加するほか別に定める特典を与えることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、かながわテクノ会に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。